

岩手県教育委員会告示第7号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第5条第3項の規定により、次のとおり岩手県指定有形文化財の指定が解除された。

平成23年12月6日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

指定番号	種別	名称	員数	所有者	解除年月日
有第189号	建造物	朴館家住宅	1棟	二戸郡一戸町高善寺字大川 鉢24番地9 一戸町	平成23年11月29日